

津野町加工所・津野町アンテナショップ（満天の星）

指定管理公募型プロポーザル 実施要項

令和 8 年 8 月

津野町

第1章 事業の概要

1. 事業者募集の趣旨

津野町が設置する「津野町加工所」および「津野町アンテナショップ」は、本町製品の付加価値創造と地域外（高知市等）への販売・PRを担う重要拠点です。

現在、本町においても人口減少に伴う人手不足が課題となる一方で、地域には磨き上げるべき豊かな食資源があります。

持続可能な地域運営を実現するためには、これまでの実績を礎としつつ、限られた経営資源を最大効率で活用し、自ら収益を生み出し、その成果が地域へ還元される「自立的な循環」の確立が不可欠です。

これらを踏まえ、次期指定管理期間においては以下の3本の基本方針に基づき、事業を推進することを目指します。

【3本の基本方針】

(1) 魅力的な商品開発とブランド化

満天の星大福などブランドの核となる既存商品の加工販売に加え、「つの茶」などの地域資源を活用し、付加価値の高い商品開発を通じた「食のブランド化」による地域製品の消費拡大を図る。

また、地域資源のさらなる魅力化、地域への波及効果及び全国市場での競争力強化に向け、町外製品とのセット、コラボレーション又は単体販売も戦略的に検討する。

(2) 地域と共にある自立的な経営

地域との連携を深め、売上拡大を通じた地域製品消費による地域経済の循環と、収益性の向上による自立的な経営体制を構築する。

(3) 強固な運営基盤の構築

オペレーションの効率化などを推進し、人手不足にも対応した持続可能な経営体制を構築する。

つきましては、津野町の地域資源を核とした事業活動を通じて売上と収益力を最大化し、その売上拡大による地場製品の消費が地域経済の活性化へとつながり、収益力の向上が自立した経営へとつながる『地域と共にある持続可能な循環型経営』を構築できる意欲的かつ具体的な事業計画を持つ法人などを「指定管理候補者」として公募します。

2. 募集方式

公募型プロポーザル方式

3. 指定管理する施設の概要

(1) 施設名について

本指定管理施設の正式名称は「津野町加工所」及び「津野町アンテナショップ」であり、通称は「満天の星」です。

「満天の星」は津野町が所有する登録商標（29類、30類、32類、35類、43類）です。指定管理者は、協定書などに基づいて「満天の星」という商標を施設名及び商品・役務の提供に使用することができます。

満天の星ブランドは、15年間にわたって構築された県内での知名度が高いブラン

ドです。指定管理者にはブランド資産を活かした経営を期待します。

(2) 施設名称：津野町加工所

- ① 所在地：津野町船戸 4939 番地
- ② 施設規模：木造平屋建、敷地面積 5,017 m²、延床面積 659.13 m²
- ③ 駐車場：30 台
- ④ 建築年月日：平成 24 年 2 月 29 日完成
- ⑤ 主な施設内容：
 - ア 加工棟
回廊兼多目的作業スペース、菓子工房、アイス加工室、充填・殺菌室、調理室、肉処理室、プレハブ冷凍・冷蔵庫、カフェ・レストランなど
 - イ 一次処理棟
一次加工場、原料倉庫、開発室など

(3) 施設名称：津野町アンテナショップ

- ① 所在地：高知市南川添 24 番地 15
- ② 施設規模：木造 2 階建、敷地面積 1,018 m²、延床面積 264.47 m²
- ③ 駐車場：27 台
- ④ 建築年月日：平成 24 年 2 月 29 日完成
- ⑤ 主な施設内容：
 - ア 1 階
カフェ・レストラン、厨房、テイクアウト、加工食品コーナー、テラス販売スペース、倉庫など
 - イ 2 階
ロッカー・事務室

(4) 指定管理者が行う業務

① 津野町加工所

【製造販売に関する業務】

- ア 加工品の製造（満天の星大福などのスイーツ、総菜、カフェレストラン用半調理品等）
- イ 受注、発注業務（営業活動含む）
- ウ 加工所案内業務（製造現場の説明、案内など）
- エ 加工所内カフェレスト、物販スペースの運営
- オ 入所者の安全確保
- カ 意見、要望等の調査及びその対応
- キ 苦情への対応
- ク その他必要と認められる業務

【維持管理に関する業務】

- ア 消防用設備保守点検等
- イ 冷暖房機の保守点検
- ウ 厨房機器の保守点検
- エ 日常清掃、特別清掃（施設内外の清潔の保持、整頓その他環境整備）
- オ ごみ処理（加工所内から排出される廃棄物の適正処理）
- カ 施設、設備の軽微な修繕
- キ その他維持管理に関すること

② 津野町アンテナショップ

【販売、調理に関する業務】

- ア 惣菜・カフェレストメニューの調理
- イ 受注、発注業務（営業活動含む）
- ウ アンテナショップ案内業務
- エ アンテナショップ内各部門の運営（直販、総菜、カフェレスト、スイーツ、テイクアウトコーナー）
- オ 入店者の安全確保
- カ 意見、要望などの調査及びその対応
- キ 苦情への対応
- ク その他必要と認められる業務

【維持管理に関する業務】

- ア 消防用設備保守点検等
- イ 冷暖房機の保守点検
- ウ 厨房機器の保守点検
- エ 日常清掃、特別清掃（施設内外の清潔の保持、整頓、その他環境整備）
- オ ごみ処理（アンテナショップから排出される廃棄物の適正処理）
- カ 施設、設備の軽微な修繕

【共通】

- ア 各種計画及び報告書等の作成、提出等の業務
- イ 利用促進業務（加工所、アンテナショップのPR、町の地場産品などに関するイベントなどへの協力等）
- ウ その他必要と認められる業務
- エ 地元地区や、その他関係団体など、地域との良好な連携関係の構築

【提案事業】

商品の魅力を高め、来店者数向上や町内産品のブランド化につながるような新たな事業について指定管理者は提案、実施を行うことができる。

【自主事業】

前記の各業務のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲で指定管理者は自主事業を行うことができる。

なお、自主事業の実施にあたっては事前に町と協議し、事業に係る経費は指定管理者の負担とする。

(5) 営業時間

	開所（開店）時間	閉所（閉店）時間
加工所	7：00（加工所）	17：00（加工所）
	9：00（事務所）	16：00（事務所）
	10：00（カフェレストラン）	15：30（カフェレストラン）
アンテナショップ	9：30	20：30（カフェレストラン以外） 21：30（カフェレストラン）

※上記営業時間は参考であり、指定管理者と町の協議によって時間は変動します。

4. 指定管理者の収入および指定管理料

本施設における利用料金の収入は、指定管理者の収入とします。また、指定管理者は自主事業による売上を収入とすることができます。

指定管理施設の運営経費は、収益で賄うこととし、指定管理料は無償とします。

ただし、町が必要と認める場合はこの限りではない。

5. 指定管理施設にかかる経費の負担

(1) 運営にかかる経費

本施設の運営経費は指定管理者が負担するものとします。

(2) 修繕にかかる経費

原則、1 件 30 万円以下の備品・建物設備などの軽易な修繕及び整備費用は、指定管理者が実施することとし、1 件 30 万円を超える修繕は、予算の範囲内で町が実施することとします。

6. 指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

※原則 3 年間としますが町との協議により変更となる場合があります。

7. 町と指定管理者の役割分担及び管理責任の分担

○ 管理責任の分担

項 目		内 容		管理責任分担	
				津野町	指定管理者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定管理期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類の誤り	(1)	町が責任を持つ書類の誤りに起因するもの	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類の誤りに起因するもの		○
		(3)	両者記名捺印した協定書の誤りに起因するもの	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	町の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理候補者の事由により指定管理の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	町の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の町政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、振動、光、臭気等に関するもの		○

10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、暴雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の町又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、指定管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設、備品の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の原因によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件30万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件30万円以下のもの）		○
12	施設等の保守点検	(1)	町の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	通常の保守点検、指定管理者の責め及び点検の不備による保守点検の増加		○
13	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
14	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生	○	
15	使用料等の管理	(1)	徴収した使用料（払込み前の使用料に限る）、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
16	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前に取り消し等による場合を含む）における町又は町が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前に取り消し等による場合を含む）における現状復帰に要する費用		○

8. その他

施設運営にあたり、施設利用者に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するため、必ず損害保険に加入してください。

その他、本要項に定めのない事項については、町と指定管理者が協議のうえ決定し、協定書により定めます。

9. 開業準備および運営について

- (1) 現在の指定管理者との調整および引継ぎの期間を約4ヶ月ほど設ける予定です。
また、現在の職員を継続雇用するよう努めてください。
- (2) 開業準備期間については指定管理の議決後、事業者は開業準備に必要な職員を配置するものとします。
- (3) 開業の準備に必要な経費及び人件費は指定管理者が負担することとします。

第2章 指定管理候補者選定手続きなど

1. 資格要件

応募者の資格要件は次のとおり。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 津野町内に本社、本店、支社又は営業所などを設置していること。なお、申請時点で、支社又は営業所などを有していない者であっても、当該施設の指定期間の始期までに設置できれば申請可能とします。
- (3) 町内雇用に努めること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 津野町から指名競争入札にかかる停止措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納していない者。
- (8) 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第19号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

2. 応募に関する事項

(1) 募集要項の公表・配布

告示の日から町ホームページに公表します。※印刷物での配布はしません。

(2) 質疑応答

① 受付期間

告示の日から令和8年9月1日（火）17時必着

② 提出方法

質疑書（様式－①）に簡潔にまとめPDFに変換し、電子メールで提出してください。

※電子メール送信後、必ず着信確認をしてください。また、電子メール以外での質疑は受け付けません。

③ 回答期日および回答方法

令和8年9月4日（金）17時までに質疑及び回答の内容を随時、津野町ホームページへ掲載します。

(3) 提出書類

① 津野町加工所・津野町アンテナショップ指定管理指定申請書（様式－②） 1部

受付期間：告示の日～令和8年9月11日（金）当日消印有効

プロポーザルに参加する方は、応募申込書に以下の参加資格審査書類を添えて提出してください。

ア 会社概要（任意様式）

イ 履歴事項全部証明書（発行3ヶ月以内のもの。写し可）

ウ 直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）

※設立後間もないなど財務諸表がない場合は、自己資金が分かる預金通帳の写し等を添付してください。

エ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税 発行 3 ヶ月以内のもの。写し可）

オ 類似業務実績書（A4 任意様式）

※過去 5 年以内に類似業務の実績がある場合は記載すること

② 企画提案書 各 10 部

提出期限：令和 8 年 10 月 9 日（金）必着

ア 用紙は原則 A4 とし、必要に応じ A3（Z 折）を含めても差し支えない

イ 提案書の頁数は 50 頁以内とする

ウ その他、提案内容などは「3.企画提案書に関する事項」を参照

(4) 提出方法及び取り扱い等

提出先：巻末記載の担当宛

提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る）

3. 企画提案書に関する事項

以下の基本方針などに基づき企画提案書を作成してください。なお、実際の管理運営の際の条件については、町と協議のうえ条件や提案内容の調整を行います。そのため、今回提案された内容のまま採用するものではありません。

本事業の目的である「魅力的な商品開発とブランド化」、「地域と共にある自立的な経営」、「強固な運営基盤の構築」を達成するため、必要に応じて外部の専門家や他事業者の知見を活用することは可能です。提案にあたり専門家と連携する場合は、その役割分担や協力体制を明記してください。

また、提案された専門家の知見については、一時的な活用にとどまらず、事業期間を通じて安定した運営が図られる体制の構築に努めてください。

(1) 基本方針

満天の星大福などブランドの核となる既存商品の加工販売に加え、「つの茶」などの地域産品を活かした高付加価値なスイーツや半調理品の開発により「食のブランド化」を推進し、地場産品の消費拡大と本町の認知度向上および地域資源を核とした事業活動による売上と収益力の最大化を図り、その売上拡大による地場産品の消費が地域経済の活性化へとつながり、収益力の向上が自立した経営へとつながる持続可能な地域経営循環の実現、あわせて、人口減少社会における人手不足を見据えた持続可能な運営体制となるよう、オペレーションの効率化などによる強固な運営基盤の構築を目指します。

つきましては、『地域と共にある持続可能な循環型経営』をテーマに、次に掲げる 3 本の基本方針に基づき企画提案を行ってください。

【3 本の基本方針】

① 魅力的な商品開発とブランド化

満天の星大福などブランドの核となる既存商品の加工販売に加え、「つの茶」などの地域資源を活用し、付加価値の高い商品開発を通じた「食のブランド化」による地域産品の消費拡大を図る。

また、地域資源のさらなる魅力化、地域への波及効果及び全国市場での競争力強化に向け、町外産品とのセット、コラボレーション又は単体販売も戦略的に検討する。

② 地域と共にある自立的な経営

地域との連携を深め、売上拡大を通じた地場産品消費による地域経済の循環と、収益性の向上による自立的な経営体制を構築する。

③ 強固な運営基盤の構築

オペレーションの効率化などを推進し人手不足にも対応した持続可能な経営体制を構築する。

(2) 提案を求める内容

基本方針を念頭に以下の各項目について、具体的に提案書を作成してください。

提案内容は、「津野町加工所・津野町アンテナショップ（満天の星）指定管理候補者選定委員会審査要領」（以下「審査要領」という。）の審査基準に基づいて審査されます。

① 事業方針・経営理念

加工所とアンテナショップを運営するにあたって「大切にする基本的な価値観」「地域の現状に対する認識」「実現したい目指す姿」などを踏まえ事業方針・経営理念を記載ください。

② 商品開発・ブランド化戦略

地域資源を核とした付加価値の高い商品開発、食のブランド化の具体的戦略について記載してください。

また、町外産品とのセット、コラボレーション又は町外産品を単体販売する場合は、地域資源のさらなる魅力化、地域への波及効果及び全国市場での競争力強化につながる提案を記載してください。

以下のような内容が考えられます

【土産品・スイーツ・惣菜などの開発戦略】

- ・ 既存の満天の星大福に続く新商品（高品質で希少性のあるスイーツなど）の開発とブランド戦略
- ・ つの茶の「かぶせ茶」「ほうじ茶」パウダーなどを活用した多様な商品展開の戦略
- ・ かぶせ茶・ほうじ茶パウダーなどつの茶を活用した「つの茶塩タタキ」など町外産品とのコラボレーション戦略

【半調理品の開発戦略】

- ・ 里芋担々麺スープに続く新商品の開発とブランド戦略
- ・ 町内飲食店（星ふるヴィレッジTENGU、道の駅布施ヶ坂など）での半調理品の提供を通じた地域産品の消費拡大戦略

【「食のブランド化」の戦略】

- ・ SNS発信、ストーリー化などのブランディング戦略
- ・ 消費者の購買体験からリピート購買につながる仕組みの構築

③ 販売・営業戦略

加工所とアンテナショップの売上拡大と地域産品消費拡大に向けた具体的な営業施策、マーケティング戦略について記載してください。

以下のような内容が考えられます

【営業施策】

- ・ アンテナショップの来店者数向上と売上拡大に向けた施策（店舗立地の活用、イベント開催、新商品PRなど）

- ・ 飲食店など（星ふるヴィレッジTENGU、道の駅布施ヶ坂など）への営業戦略と売上拡大計画
- ・ 県内外のスーパー、飲食店などへの営業戦略
- ・ 既存の流通ルートの活用と新規開拓戦略

【マーケティング・情報発信戦略】

- ・ 高知市内の立地を活かした津野町産品のPR、情報発信戦略
- ・ ターゲット顧客の設定と市場分析に基づいた販売戦略
- ・ SNSなど、多角的な情報発信戦略
- ・ 消費者の購買分析に基づいた商品ラインアップ・価格設定戦略
- ・ 他店舗との差別化戦略

④ 地域連携・地域貢献

地域との連携体制、地域経済への波及効果、町内雇用への取り組みについて記載してください。

以下のような内容が考えられます

- ・ 町内事業者（有ふるさとセンター、（一財）天狗荘など）との連携による売上拡大
- ・ 直販会員などから地域産品を仕入れ半調理品に活用するなど地場産品消費による地域経済の循環について
- ・ 直販会員への売れ筋商品の情報提供などコミュニケーション強化と直販商品の販売促進戦略について
- ・ 町内雇用への取り組みについて

⑤ 組織体制、人材確保、業務効率化、実施スケジュール

適切な組織体制の構築、必要な人材の確保・育成計画、オペレーション効率化などについて記載してください。

配置可能な人員体制を記載した組織体制図を提出してください。（組織体制図は表形式、フローチャート、図解など様式は任意です。）

また、指定管理決定後（12月上旬予定）の事業実施スケジュールを記載してください。

⑥ 財政計画・収支見通し

現実的で実現可能な収支計画、経営の自立性、資金繰りの安定性について、別添「収支計画及び利用者数参考資料」を参考に消費税抜きで5年間分の「収支計画」を提出してください。

⑦ 事業者の財政基盤・経営安定性

申請書に添付いただいた財務諸表に基づき現状の財務状況について記載してください。

⑧ 施設運営・管理体制について

施設の適切な維持管理、利用者対応、安全管理、衛生管理の体制について記載してください。

⑨ リスク管理・危機対応

想定されるリスク（食品安全・労務等）への対応策の妥当性について記載してください。

⑩ 独自提案事業について（任意項目）

指定管理業務ではないが事業に関連し実施できる任意の事業があれば事業内容と事業効果を記載してください。

※本項目は独自提案の有無を問うものであり、提案がないことによる減点はありません。魅力的な提案に対して加点評価を行います。

4. 指定管理候補者の審査および選定について

(1) 審査・選定体制

指定管理候補者は、「津野町加工所・津野町アンテナショップ（満天の星）指定管理候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において選定します。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションによる審査について

① 日程

審査日（プレゼンテーション）：令和8年10月16日（金）

※時間・場所が決定次第、申請者に通知します。

② 審査方法

提出された書類の審査に加え、申請者による個別のプレゼンテーションを実施し審査します。なお、提出された書類について、内容が明瞭でない場合、また現実的でないと認められる場合においては失格とすることがあるため、具体的かつ分かりやすい提案に努めて下さい。

ア プレゼンテーションの時間配分

- ・ 準備時間 5分
- ・ 企画提案説明 25分
- ・ 質疑応答 20分

イ 出席者（説明者）：出席者は3名以内とします。

ウ プロジェクター・スクリーンなどを使用したい場合は担当までご連絡ください。

エ 審査項目と配点

審査要領の審査項目と配点に基づき審査します。

③ 審査結果

審査結果は、選定委員会開催日の翌日を目途にすべての参加者に通知文書を発送します。なお、審査結果は津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には、開示の対象となります。

5. 提供資料

今回の公募にあたり収支計画などの参考資料として「収支計画及び利用者数 参考資料」をホームページに掲載します。

6. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、津野町議会で議決を経て行います。

7. 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び選定委員会での使用に限る。）する。

(3) 提出された提案書は津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対

象文書となる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合は非開示となるので、開示請求があった場合は申請者と協議し開示・一部開示・非開示の判断をします。

8. その他

- (1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。
- (2) 提案に要する費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、申請者は失格となることがあります。
 - ① 提出書類に不足があった場合
 - ② 当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザル手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けません。

9. 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 225 番地 1

津野町産業課 担当：野瀬

電話：0889-55-2021（産業課直通）

mail：sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp（産業課代表アドレス）